

憲 法

(問 題)

2016 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に間違いなく記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60点）

20XX年、同性者間の婚姻が法律上認められるに至った。

A市役所の職員Xは各種届出の窓口を担当していたが、婚姻は男女が子孫を残すためにのみ行うものであるとの信仰箇条を中核とする宗教結社の一員でもある。Xは、同性者間の婚姻を認めることは自らの信仰の核心に反するとして、会計課や観光企画課等、他の部署への配置転換を希望したが、上司からの回答は、信仰のために特別扱いをすることはできないというものであった。

届出窓口担当を続けることとなったXは、同性者間の婚姻届が彼の担当する窓口に出されると、無言で席を立ち、しばらく部屋へ戻らないという態度をとり、その度に直属の上司である係長が婚姻届受理の手続を行わざるを得なかった。こうしたことが度重なったため、Xは地方公務員法29条1項に基づき、減給処分を受けた。この処分についてXは、自らの信仰の自由を侵害するものとして不服申立てをしようと考えている。

Xは、どのような憲法上の主張を行うことが考えられるか。また、その主張は認められるか。A市からの反論を踏まえつつ論じなさい。

*なお、同性婚の合憲性については論ずる必要はない。

〔以下余白〕